

広島県内の社会保険労務士さま対象

使用者側弁護士による

労働問題研究会

実務・事例に基づき徹底解説

日時と
テーマ

2020年 2月12日（水） 〈パワハラ防止法〉 対応

～企業が認知すべき内容と取るべき措置～

2020年 5月20日（水） 就業規則失敗事例

～失敗から学ぶ就業規則の作成方法～

※ 時間はすべて15時～17時で実施します。

会場

広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル 6階コンファレンススクエア
広島電鉄 白島線 「女学院前駅」、広電バス12号線
「女学院前」から徒歩1分。周辺にコインパーキングも多数有。

参加費

1回2,000円（1事務所2名様まで）

〈パワハラ防止法〉対応（2020年 2月12日（水））



2020年4月に施行が予定されているパワハラ防止法の解説とパワハラ対応の具体例をご説明します。

講師 弁護士法人千瑞穂法律事務所 共同代表弁護士 加藤 健一郎

1976年生まれ。民営化された企業を含む大企業、中小企業の顧問弁護士として、企業法務案件（人事労務・契約案件等）を取り扱う。元検察官の祖父、元裁判官の父を持つ、法曹3代目。

就業規則失敗事例（2020年 5月20日（水））



失敗事例をふまえ、弁護士の目線から就業規則作成のポイントについて解説いたします。

講師 弁護士法人千瑞穂法律事務所 弁護士 小野 賢司

中央大学法科大学院を修了。司法試験合格後、弁護士法人千瑞穂法律事務所へ入所。様々な業種の企業の労務問題につき、法的助言や訴訟活動を行う。

お問い合わせ先／弁護士法人千瑞穂法律事務所

TEL：082-962-0286 FAX：082-962-0289

URL：https://www.kigyo-law.net/



弁護士法人
千瑞穂法律事務所

Sennomizuho Law Office

当事務所では、広島県内の社会保険労務士様を対象に、労務問題をテーマにした労働問題研究会（定期勉強会）を開催しております。クライアントからの労使問題に関するご相談および対応に関して、参考にしていただけますと幸甚でございます。2019年5月29日にパワハラ防止を義務付ける法案が成立し、今まで曖昧とされていたパワハラが定義づけられ、企業は正しく理解し対策を取らなければいけません。また、従業員を雇用する上で、就業規則も同様に正しい認識と設定が必要となります。「就業規則」について理解を深めることは、企業をトラブルから守るための重要項目となります。是非、この機会にご参加ください。

【当事務所の労働問題研究会のポイント】

- ①使用者側に特化した弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ②講師は労働問題を熟知した弁護士が責任をもって務めます！
- ③実際の紛争トラブルをふまえた就業規則の規定のポイントを解説します！
- ④少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加費 2,000円（税込）

1回あたりの参加費用となります。

顧問先様は**無料**

参加特典

今回の研究会にご参加の方へ特典がございます。

01 無料相談（初回60分） ※クライアントの相談も可能

02 就業規則作成アドバイス

▼ さらに、当研究会を機に顧問契約を結んでいただいた場合

03 研究会の講演動画をご共有

ファックスでお申込みの方は、下記欄にご記入いただき、

FAX. 082-962-0289

まで送信ください。

お申込み締切／2020年2月7日（金）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

FAX用お申込み欄

貴事務所名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
ご連絡先電話番号	() -	メールアドレス	

参加を希望されるセミナーに✓をつけてください。

- 両日 〈パワハラ防止法〉対応（2/12） 就業規則失敗事例（5/20）